

○厚生労働省令第八十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>第十九条（略）</p> <p>2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一</p> <p>三 五（略）</p>
改正前	<p>第十九条（略）</p> <p>2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一</p> <p>三 五（略）</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。